

栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）

栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和52年栗東町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第4条の2 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者以外の者は、前条の一般廃棄物の処理に関する計画に基づいて分別し、市が収集する目的で市長が指定した場所（以下「ごみ集積場」という。）に排出された家庭系一般廃棄物（一般の家庭における日常生活に伴って生じた廃棄物という。）のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して、市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者がごみ集積場に排出された資源物を収集し、若しくは運搬を行い、又は行おうとしている場合は、その者に対して、これらの行為を停止し、又は当該資源物をごみ集積場に戻すよう命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して、市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者がごみ集積場に排出された資源物の収集又は運搬を繰り返し行った場合は、その者に対して、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第11条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第12条 第4条の2第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。